

平成 2 9 年度

事業計画書

社会福祉法人 日進市社会福祉協議会

## 平成 29 年度 社会福祉法人日進市社会福祉協議会事業計画

平成 29 年度社会福祉法人日進市社会福祉協議会の事業計画は、次に定めるところによる。

# 基本方針

本会の設立から30年が経過し、地域環境や求められるニーズ等も大きく変化している。また、社会福祉法が改正され、本会が地域で担う役割も時代の変化に合わせた見直しが必要になっている。

本会は、平成27年に日進市と協働策定した第2次地域福祉計画の理念と目標の実現を目指している。そのために地域の関係機関と協働し、第4次地域福祉活動計画に基づく5つの重点事業の推進を図っているが、具体的な成果が表れていない。

そこで、現状組織等の課題解決をめざす発展強化計画を作成し、組織体制の強化や体制見直しを図ることで、新たな地域福祉ニーズに対して、積極的に取り組んでいくために、本会の目指す姿を以下のとおり設定する。

今後、本会としては、地域住民の自主的な地域福祉活動を支援し、既存の制度では対応しにくいニーズに対応していくため、福祉関連事業者やNPO、市民活動団体や地縁組織など、様々な社会福祉サービスを提供する主体を相互につなぐ「中間支援組織」、すなわち、“地域のかなめ役”の役割を発揮する組織へ転換を目指すものである。

## 発展強化計画における本会が目指す姿（組織の将来像）

### 地域福祉活動の推進と地域包括ケアシステム構築に向けた『地域のかなめ役』

～事業型社協から地域福祉に貢献する中間支援型社協への転換～

	目指すべき地域社会の姿	本会が発揮すべき『かなめ役』
1	支え合い・助け合いの地域福祉活動が展開されている地域社会	小地域における支え合い・助け合いの福祉活動と専門機関をつなぐ仕組みづくりを支援する役割を発揮します。
2	要支援・要介護になっても慣れ親しんだ地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムが構築されている地域社会	高齢者をはじめ、障害者や子ども等も包含した地域包括ケアシステムの中核機能（総合的な相談支援機能など）を発揮します
3	多様な主体による地域協働体制が形成されている地域社会	多様な地域資源（区や自治会、地域住民、民生委員、NPO、福祉事業者など）の連携・協働のための調整機能を強化します。

# 発展強化計画における転換方針

事業型社協から中間支援型社協へ転換を図り、本会が目指す姿を具現化するため、以下に示す4つの転換方針に基づき、施策や事業展開、組織改革を進める。

## 転換方針1 総合的な相談支援機能の充実

支援やサービスとそれを必要としている市民との接点となる総合的な相談支援機能を充実するため、以下の取り組みを進める。

- (1) 地域包括ケアシステム構築への協力
- (2) 各種相談支援機能・組織の連携強化
- (3) 障害者計画相談支援の充実

## 転換方針2 地域福祉部門の強化と地域福祉活動実践体制の構築支援

支え合い・助け合いの地域社会づくりを進めていく人材確保及び組織体制の構築と関係専門機関等との連携強化を図るため、以下の取り組みを進める。

- (1) 地域福祉事業の見直し
- (2) 地域たすけあい相談員（CSW）の配置
- (3) 地域福祉活動推進のための資金的支援の充実
- (4) 市民活動やボランティアの育成・活動支援体制の強化
- (5) 地域協議会の設置

## 転換方針3 既存の福祉サービス事業の見直し

本会の人材や財源等の限られた経営資源を地域福祉部門の強化に集中するため、既存事業を見直し、以下の取り組みを進める。

- (1) 介護保険サービスや障害福祉サービス等の民間事業者への移管
- (2) 中央福祉センター等の公共施設のあり方の協議・検討

## 転換方針4 中間支援型社協への転換を下支えする役割を果たす本部機能（総務機能・企画調整機能）の強化と必要な人員配置

必要な人員の確保と組織改革を進め、本会の地域福祉部門や本部機能を強化するために、以下の取り組みを進める。

- 1 制度改革に基づく組織改善の推進
  - (1) 評議員組織の見直し
  - (2) 理事体制の見直し
- 2 中間支援型社協を実現するための組織改革と体制構築
  - (1) 職員体制の見直し
  - (2) 職種に応じた処遇改善等の実施

- (3) 事務局体制（法人運営部門）の充実
- (4) 職員研修の充実
- (5) 各種規程等の整備
- (6) ICT環境や情報提供の充実

## 地域福祉活動計画の重点事業

### 1. 市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の拡充

個人の抱える問題を地域の問題として共有化するため、地域の話し合いの場となる「住民座談会」を開催し、地域単位の希望に応じて課題を整理し、課題解決に向けた活動支援や助言等を行う。

将来的に、区や自治会のほか、NPOや事業者など、様々な個人・機関・団体等が連携する協働組織の立ち上げ支援を進める。

### 2. 新たな要支援者層や困りごとを抱える人への支援

本会の相談機関が地域福祉に関係する機関や団体等をつなぐネットワークの中核を担うとともに、新たな要支援者層や困りごとを抱える人等の新たな地域課題の共有化と課題解決に向けた意識を高めるために、市民に向けて講習会や研修会を開催する。

### 3. 協働による地域の見守り支援体制の充実

日常生活や様々な活動の中に見守り等の福祉の視点を持ち、活動を効率的に連携していくために、市民活動のきっかけづくりの講座である「まちの守り人養成講座」を開催し、新たに見守り活動に参加していく人材の育成を行う。

### 4. 地域福祉活動の安定化に向けた情報集約と支援体制の再編

ボランティアセンターが中核となって、ボランティアやボランティア団体はその活動内容や活動地域、活動日時等、細かな活動情報を登録する人材データベースを構築し、その有効な活用方法を検討する。

### 5. 「つどいの場」の開設支援

「住民座談会」を活用し、協働組織の開設を希望する地域に対して、開設及び運営の支援や情報提供など、可能な支援を行うことで、市民が集まる「つどいの場づくり」を推進する。

# 主 要 事 業

## 1. 法人本部

### 1-1 地域福祉課

#### 【法人運営係】

#### ・職員配置計画（仮）の作成

将来的な法人組織の体制構築を図っていくため、計画的な職員の配置や雇用、研修などを定める「職員配置計画（仮）」を作成する。

#### ・職員就業マニュアル等の整備

新たな法人組織、職員制度の構築を進め、それぞれの職員が役割を発揮し、適切な職務を遂行できるように就業マニュアルや必要な規程等の整備を進めるなど、必要な職員就業体制の整備を進める。

#### ・職員研修制度の構築

本会が本来の役割を果たすために必要な職員能力を確保する職員研修制度を設け、職員研修の充実を図る。また、職員の自主的な研修参加については、適切な助成制度に見直しする。

さらに「職員配置計画（仮）」において、職員研修に格差が生じないように計画的な研修制度の構築を進める。

#### ・広報活動の強化

本会の役割が地域に理解されるよう、法人全体における地域への広報活動を強化します。まずは、ホームページをリニューアルし、個々の事業における周知活動を積極的に行う。

#### ・デイサービス事業の事業移管検討

デイサービス事業は、他の事業者へ事業移管できるよう、必要な関係機関との調整や協議を進める。

さらに、公共施設のあり方に併せ、類似事業の事業継続の可否についても検討を進める。

## 【地域福祉係】

### ・地域福祉活動助成事業の見直し

現在の助成金や補助金について、社協本来の役割を踏まえ、地域ニーズの調査や活動推進を図る制度の検討を進め、総合的な見直しを図る。

### ・地域たすけあい相談員（CSW）の配置

地域たすけあい相談員を配置し、新たに地域福祉活動に取り組む団体・グループの活動立ち上げ等の支援を行う。

### ・市民活動やボランティアの育成・活動支援体制の強化

「市民活動・ボランティアセンター」に機能強化を図っていくため、センター機能の見直しや組織体制のあり方、効果的な助成制度等を関係者等と検討する。

また、地域の市民活動を支援する「にぎわい交流館」との一体的な支援体制の構築にむけて、可能な協議を進める。

### ・福祉事業者への支援体制の構築

地域の福祉を下支えする福祉事業者の支援を行っていくため、地域の福祉事業者への意見聴取を行うなど、必要な支援体制の構築を検討する。

また、地域住民等の意見を聴くための「地域協議会」の設置について、市との協議を進める。

### ・既存事業の精査

受託事業を含め、現在実施している事業について、本会の役割を踏まえ、本会が実施すべき事業がどうか精査し、必要に応じて他の団体等に事業移管するよう協議・検討を進める。

## 【福祉サービス支援係】

### ・地域包括ケアシステム構築への協力

市が目指す地域包括ケアシステムの構築に必要な支援体制づくりについて、必要な協力や協議を進める。

### ・相談支援機能・組織の連携強化

地域包括支援センターや生活困窮者自立相談支援事業において、関係機関等の連携強化に努め、高齢者はもとより、障害者、生活困窮者を含めた総合的な相談支援体制づくりを進める。

### ・既存事業の精査

受託事業を含め、現在実施している事業について、本会の役割を踏まえ、本会が実施すべき事業がどうか精査し、必要に応じて他の団体等に事業移管するよう協議・検討を進める。

## 【在宅福祉係】

### ・ヘルパー事業の事業移管

ヘルパー事業は、職員や利用者の環境変化に十分に配慮し、市内の社会福祉法人に事業移管を進める。

### ・デイサービス事業の事業移管検討（再掲）

デイサービス事業は、他の事業者に移管できるよう、必要な関係機関との調整や協議を進める。



## 2. 障害者福祉センター

### 2-1 地域生活支援センター

#### 【総務係】

#### ・人材育成事業の見直しと推進

ボランティア養成講座等の人材育成事業について、実施形態の見直しや地域における公益的な事業への転換を目指し、事業を推進する。

また、法人本部が推進する市民活動・ボランティアの育成・活動支援体制の強化に併せて、既存のボランティア養成講座の見直しを図る。

#### 【相談支援係】

#### ・障害者自立支援協議会の運営の推進

障害者自立支援協議会の運営を通して築いてきた福祉事業者や市民活動団体等の地域資源とのネットワーク強化や資質向上を図るため、機能強化を推進する。

#### ・障害者計画相談支援の充実

これまで実績がなかった地域移行・地域定着の実施や地域の相談支援体制の強化への取組に向けて、計画相談支援の充実を図る。

## 2-2 子ども発達支援センター

### 【療育係】

#### ・すくすく園の運営（児童発達支援事業）

支援の質の向上（保育士等現場スタッフへの研修の充実）を図る。また、待機児の解消に向けて、関係機関とのより一層の連携強化を図るとともに、運営方法等の検討を行う。

#### ・保育所等訪問支援事業

年々増え続ける訪問ニーズに対して、十分な対応が出来るような体制整備の在り方を検討する。

#### ・巡回相談（巡回支援専門員整備事業）

定期巡回以外にも基本相談から訪問依頼に繋がる事例が増加しており、保育所等訪問支援とともに体制整備について検討する。

#### ・談話会（保護者の交流事業）

保健センター等からの紹介による外部参加者への対応の強化（ピアカウンセリング的な支援と共に、心理士や主任保育士による助言等の適宜実施）を図る。

#### ・親子通園教室（会場：保健センター西館）

健診事業等で発見されたお子さんをスムーズに療育支援につながる体制の強化及び幼稚園や保育園へのスムーズな就園につなげていくこと（入口と出口の支援）の2点について、重点的な支援を行う。

# 事業内容

## 1. 法人本部

### 1-1 地域福祉課

#### 1-1-1 法人運営係

##### (1) 理事会、監事会、評議員会等の開催

法人の業務の決定のため、理事会、評議員会、幹部会議等を開催する。

##### (2) 法人管理体制の維持・整備

定款、諸規程等の改正、予算、決算、事業計画の作成及び事業報告等を行う。また、新たな法人組織に必要な各種規程等の整備を進める。

##### (3) 法人全体計画の進捗状況の確認

発展強化計画、第4次地域福祉活動計画に沿った事業運営が行われるよう進捗状況の確認を行うとともに、組織体制等の整備を行う。

また、デイサービス事業の事業移管検討や公共施設のあり方等について検討を進める。

##### (4) 組織管理体制の充実

職員の給与支給や会計処理等を行うとともに、職員の就業マニュアル等の作成を進める。

また、職場内労働環境の整備や職員の健康向上を目指した安全衛生委員会を開催する。

##### (5) 職員体制の強化・充実

将来的な職員配置や研修体制等を定める職員配置計画を作成し、職員体制の強化・充実に図る。また、救急救命講習（年1回）や健康講座、防犯研修などの職員研修を行うとともに、新たな職員研修制度を設け、職員研修の充実に図る。

##### (6) 広域連携事業への参加

尾張東部地区の社会福祉協議会で組織する尾張東部社会福祉協議会連絡会、尾張地区の社会福祉事務所長・民協会長・市社協会長にて構成する尾張東部社会福祉事業連絡協議会のような広域組織の企画する研修に参加する。

##### (7) 寄付金の受付

(8) 広報活動の強化・充実

ホームページを更新し、法人活動について積極的な広報活動を行う。

- ①福祉だよりの発行（年4回発行）
- ②会員募集の実施（毎年5月強化月間）
- ③ホームページ等のICT環境の強化・充実

(9) 中央福祉センター等の指定管理業務

中央福祉センターと福祉情報センターを適切に運営できるように設備備品等の維持管理を行う。

## 1-1-2 地域福祉係

### 【地域福祉活動支援事業】

(1) 「つどいの場」の運営支援

①住民座談会やつどいの場連絡会等の開催

住民座談会やつどいの場連絡会等を開催し、地域課題の整理や課題解決に向けた活動支援等を行う。

②地域活動の協働組織化支援

区や自治会のほか、NPOや事業者など、様々な個人・機関・団体等が連携する協働組織の立ち上げ支援を進める。

(2) 市民活動・福祉支援者養成講座の開催

場づくりマスター養成講座（2月～3月予定）

まちの守り人養成講座（6月～8月予定）

（防犯・防災・見守り・認知症サポート等の地域活動者の養成）

(3) 要支援家庭等の地域交流活動支援

①ひとり親家庭親子交流会の開催（10月予定）

ひとり親家庭を対象に悩みや経験を分かち合える親子の交流機会を提供する。

### 【地域福祉活動助成事業】

(1) つどいの場づくり補助金の交付

助け合いの地域づくりを促進する「つどいの場」の普及を目的に、活動運営費及び環境整備費の補助を行う。また、立ち上げ支援補助を検討する。

(2) 指定福祉団体への助成及び運営支援

市が指定する老人クラブ連合会、子ども会連絡協議会（単位子ども会を含む。）、身体障害者福祉協会、手をつなぐ育成会、遺族会に運営費補助を行う

とともに運営支援を行う。

### 【ボランティアセンター事業】

#### (1) ボランティアセンターの機能強化

センターへの登録手続きや活動助成、相談などを行う。また、「市民活動・ボランティアセンター」に向けた組織体制や助成制度等について、関係者等と検討を行う。

- ① ボランティア連絡協議会の運営支援（月1回開催）
- ② ボランティアセンター運営委員会の開催（8月、2月開催予定）
- ③ 日進・長久手学生ボランティア（NGV）の支援
- ④ 里親ボランティアの支援
- ⑤ ボランティア相談の実施（6月、12月予定）

#### (2) ボランティア養成講座の開催

11月～12月頃に市民を対象としたボランティア基礎講座を開催する。

#### (3) 青少年等ボランティア福祉体験学習事業の開催（7月～8月予定）

夏休み期間中の中高生を対象に福祉施設でのボランティア活動を実施する。

#### (4) 災害ボランティアセンターの体制確立

センターの立ち上げマニュアル等の整備や役割分担等について、関係団体等の協議を進める。

- ① 災害ボランティアコーディネーター養成講座（1月予定）
- ② センター開設訓練（2月予定）

#### (5) ボランティアのコーディネート方法の検討

##### ① ボランティアコーディネートの検討

ボランティアのコーディネート方法について、県内の実施状況等を調査するなど、実施方法の検討を行う。

##### ② 傾聴ボランティア派遣事業

介護予防の目的から傾聴ボランティアの派遣を実施する。

### 【共同募金事業】

#### (1) 赤い羽根共同募金作品コンクールの募集（7月～9月予定）

市内小中学校の児童生徒を対象に赤い羽根共同募金作品コンクールの募集・表彰を行う。また、表彰式を市民まつりに変更する。

#### (2) 福祉教育の支援

- ① 福祉実践教室の開催

市内全小中高校を福祉協力校に指定し、当事者やボランティアが講師となり、福祉体験学習を実施する。今後、幅広い福祉体験となるよう協議・検討を進める。

(3) 地域活動への助成

①提案型地域活動助成事業（10月予定）

要綱の一部改正を行い、事業の見直しを図る。

②子ども会や老人クラブ活動への助成

【その他福祉事業】

(1) 福祉に関するイベントの開催

①社会福祉大会の開催（2月～3月開催予定）

②福祉フェスティバルの開催（11月19日開催予定）

③金婚・ダイヤモンド婚・プラチナ婚を祝う会の開催（11月11日開催予定）

(2) 福祉用具等の貸し出し

①車いす専用車、福祉機器の貸与

車いす専用車や車いす等の福祉用具等の貸出を行う。

②福祉機器リサイクル事業の実施

(3) 福祉事業者支援に関する調査

地域の福祉事業者に対して、希望する支援等のアンケート又は意見聴取を行い、将来的な支援体制の検討を行う。

【市受託事業】

(1) 介護支援ボランティア事業

「にっしんおたっしやボランティア」に登録し、市内高齢者福祉施設等の活動をポイント化し、ポイントに応じた交付金支給を行う。

(2) 生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター）

第1層の生活支援コーディネーターとして、地域生活支援体制の整備を進める。

①地域支え合い円卓会議の開催（年4回）

②生活支援サポーター養成講座の開催（年2回）

③協議体の運営や地域の関係機関ネットワークづくり

(3) 要約筆記奉仕員養成講座

11月～12月頃に日進市、長久手市と共同で要約筆記奉仕員養成講座（6回程度）を開催する。

## 1-1-3 福祉サービス支援係

### 【包括支援班】

#### (1) 地域包括支援センター（市受託事業）

高齢者等の総合相談窓口として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員による相談支援を提供する。また、他の専門機関等との連携強化や将来的な地域包括ケアシステムの構築に向けた協力や協議を進める。

- ① コミュニティサロンでの福祉講座や出前講座の実施
- ② 高齢者等の困難事例・虐待防止への対応
- ③ 地区ケア会議等その他関連会議の開催

#### (2) 介護予防支援（介護保険事業）

要支援状態の方に対する介護予防支援計画の作成等の支援を行う。

- ① 認知症サポーター養成講座
- ② 2次予防対象者への個別支援
- ③ ゆうゆう体操

週1回、介護予防対象者への運動教室を実施する。

### 【福祉サービス支援班】

#### (1) 生活福祉資金の貸付

##### ① 生活福祉資金貸付事業の実施

県社協の実施する総合支援資金・生活福祉資金・緊急小口資金・教育支援資金の相談や申請、援助等を行う。

##### ② しあわせ資金貸付事業の実施

本会の独自事業である「しあわせ資金」の貸付を行う。

#### (2) 緊急生活支援とホームレス対策

##### ① 法外援護事業（行旅人旅費貸付）

##### ② 生活困難者に対する日用品の貸出や食材の提供

本会の独自事業である「しあわせ資金」の貸付を行う。

#### (3) 日常生活自立支援事業の実施（県社協受託事業）

認知症や障害等により、判断に不安のある方を対象に、福祉サービスの利用支援や生活資金の出し入れ、重要書類の預かり、定期訪問などを行う。

#### (4) 生活困窮者自立相談支援事業の実施（市受託事業）

生活困窮者とその家族等に対して、日常生活における包括的な自立支援を行う。また、他の専門機関等との連携強化に向けた協議を進める。

## 1-1-4 在宅福祉係

### 【居宅介護支援班】

#### (1) 居宅介護支援事業（介護保険事業）

要介護状態の方の居宅介護支援の提供を行う。

### 【訪問介護班】

以下の事業については、本年10月を目標に市内の社会福祉法人に移管を進める。

#### (1) 訪問介護事業（介護保険事業）

居宅において入浴、排泄、食事の介護や、買物、調理、洗濯、掃除等の家事並びにその他生活全般にわたる援助を行う。

#### (2) 居宅介護等事業（障害者総合支援事業）

居宅において入浴、排泄、食事等の介助、買物、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談の他、生活全般にわたる援助を行う。

#### (3) 同行援護事業（障害者総合支援事業）

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄及び食事等の介護その他外出する際に必要な援助を行う。

#### (4) 移動支援事業（障害者総合支援事業）

屋外での移動が困難な障害者等に、外出時において必要な支援を行う。

### 【通所介護班】

他の事業者への事業移管について市との協議・調整を進める。

#### (1) 通所介護事業（介護保険事業）

入浴、排泄、食事の介護や機能訓練等を行う。

#### (2) 基準該当生活介護（障害者総合支援事業）

入浴、排泄、食事の介護や創作的活動等を行う。



## 2. 障害者福祉センター

### 2-1 地域生活支援センター

#### 2-1-1 総務係

##### (1) 障害者福祉センターの指定管理業務

障害者福祉センターを適切に運営できるよう設備備品等の維持管理を行う。

##### (2) 人材育成事業

- ① 各種ボランティア等人材育成（障害児支援スタッフ他）  
精神保健福祉ボランティア養成講座（8月～9月予定）  
障害児支援スタッフ養成講座（9月～10月予定）
- ② ピアサポート事業（身体）  
当事者が主体となり仲間づくりや社会参加を進める取組みを支援する。
- ③ 精神障害者等の居場所支援
- ④ 学生ボランティアの活動支援の援助

#### 2-1-2 相談支援係

##### (1) 基幹相談支援センター事業

- ① 基本相談支援
- ② 一般相談支援（地域移行・地域定着含む）
- ③ 障害者自立支援協議会の運営（本会・専門部会）
  - ・ 自立支援協議会（本会）：年4回程度  
障害者の支援体制の整備や障害福祉計画等に関する協議を行う。また、各部会の取り組みを報告する。
  - ・ ケアマネジメント部会：毎月開催  
事例検討から抽出した課題に向けた取り組み等を行う。
  - ・ 権利擁護部会：隔月開催  
権利擁護に関する周知啓発等を行う。
  - ・ 就労部会：隔月開催  
進路決定に関わる福祉・学校・相談機関の連携の仕組みづくりと保護者向け周知啓発を行う。
  - ・ 子ども部会：隔月開催  
関係機関の連携のしくみづくり（見学会・連絡会他）を行う。

##### (2) 計画相談支援事業（自主事業）

- ① 特定相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）
- ② 障害児相談支援（障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助）

### (3) 情報発信事業

- ① 講演会
- ② ネットワーク勉強会
- ③ 発達支援セミナー
- ④ みんなの勉強会

## 2-2 子ども発達支援センター

### 2-2-1 療育係

#### (1) 子ども発達支援センター（児童発達支援事業）の運営

言葉の発達がゆっくりな子、友だちと上手く関われない子、身体の不自由な子などが通園し、一人ひとりの発達状況に合わせて基本的な生活習慣や社会生活への適応性を身に付けるための支援を行う（月～金曜日開所・定員：第1単位＝50名、第2単位＝18名）。

#### (2) 保育所等訪問支援事業の提供

保育所等での集団生活の適応のために専門的な支援が必要な場合、専門的な知識を有する専門員が訪問して支援を行う（随時）。

#### (3) 巡回相談（巡回支援専門員整備事業）の実施

幼稚園や保育園、学校等を巡回し施設のスタッフ等に障害の早期発見・早期対応のための助言等を行う（公立保育園には2ヶ月に1回のペースで定期巡回・その他は随時）。

#### (4) 談話会（保護者の交流事業）の開催

保護者同士の交流を目的に設定しているフリートークの場。すくすく園利用者以外でも参加可能（月1回実施）。

#### (5) 親子通園教室（会場：保健センター西館）の開催（市受託事業）

発達の気になる子どもたちが、すくすく園や保育園、幼稚園等を利用できるようになるまでの間、より早期に療育的な支援ができるようにするための親子教室（週2日（火、金）実施・定員各12名）。

#### (6) チャレンジド夏祭り（9月2日予定）